



# 島根県報

平成22年10月15日（金）

号外 第 168 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【条 例】**

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

（議 員 提 出） 2

## 公布された条例等のあらまし

◇議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

## 1 条例の概要

改正前	改正後
(1) 減額の期間 平成16年4月1日から平成23年3月31日までの間	(1) 減額の期間 平成16年4月1日から平成23年7月31日までの間
(2) 減額率 議長 20パーセント 副議長及び議員 15パーセント	(2) 減額率 同左

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 10 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 29 号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成14年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

「平成23年 3 月31日」を「平成23年 7 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。